

正規職員になられる互助会員の皆様へ

令和7年1月

一般財団法人愛媛県教職員互助会

皆様方には、互助会事業運営に御協力をいただき心からお礼申し上げます。

さて、令和7年度より、**任期付職員から正規職員になられる方**は、任用形態が変更になるため、一度退会となります。再入会される前に退職慰労金の請求をしていただくこととなりますので、退職慰労金請求書の御提出をお願いします。

記

1 退職慰労金の請求について

- ① 対象者 会員期間が1年（掛金納入月数12月）以上で、4月から正規職員となる会員
- ② 提出書類 退職慰労金請求書（互助会給付及び貸付規程別紙様式第7号）

※再入会される方は令和7年4月1日以降に所属所から入会届書を提出してください。

2 提出期限・振込日

提出期限※ ¹	振込日	振込先
4月21日（月）までの到着分	5月12日（月）	互助会登録 口座※ ²
4月22日（火）から5月20日（火）到着分	5月30日（金）	
5月21日（水）以降分 毎月20日締め切り	毎月月末	

※¹退職慰労金の請求期限は**3年間**です。未請求の場合でも、互助会からの連絡はいたしません。御注意ください。

※²療養費補助金（退会時まで）等の給付もあるため、少なくとも**令和7年9月末までは、現在の受取口座を解約されないようお願いします。**振り込み等の通知はいたしませんので、預金通帳等で確認をお願いします。

【書類の提出・お問い合わせ先】

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 電話：089-943-0950

<http://www.himego.join-us.jp/>

普通
特別
任期付
退職慰労金請求書

決定額 ※ 円

会員であった者の会員番号 (共済組員証番号)	不明の場合は未記入 で構いません	退職当時の 所属コード	不明の場合は未記入 で構いません
会員であった者の氏名		退職当時の 所属所名	
加入年月日	年 月 日	会 員 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
結婚予定月日	月 日	請 求 金 額	円
備 考	空欄のまま提出		
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>令和 7年 4月 1日</p> <p>退職(任期満了)日の翌日 以降の日を記入</p> <p>一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 様</p> <p>郵便番号 (-)</p> <p>請 求 者 住 所</p> <p>電話番号 () -</p> <p>フリガナ 氏 名</p> <p>(会員との続柄)</p>			

4月から任用形態が変更になる
方は全員提出してください

- 注 1
- ・正規職員の方については、会員期間を通じて結婚することなく、また、扶養家族を有しない者（結婚のため退職し、1月以内に結婚した者を除く。）にあつては特別、その他の者にあつては普通を○で囲んでください。
 - ・再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、その他任期付職員の方については、任期付を○で囲んでください。
 - 2 結婚予定年月日の欄は、結婚のため退職し、1月以内に結婚する者が、結婚前に請求するときに記入してください。
 - 3 会員が死亡したときは、遺族又は親族で葬儀を主宰した者に支給します。この場合には、備考欄に払渡金融機関及び口座番号を記入してください。
 - 4 遺族等が死亡弔慰金を併せて請求する場合は、添付書類を省略することができます。
 - 5 ※印欄は、記入しないでください。

普通

特別

任期付

退職慰労金請求書

決定額	※	円
-----	---	---

会員であった者の会員番号 (共済組員証番号)		退職当時の所属コード	
会員であった者の氏名		退職当時の所属所名	
加入年月日	年 月 日	会員期間	年 月
退職年月日	年 月 日		
結婚予定月日	月 日	請求金額	円
備考			
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>令和 7年 4月 1日</p> <p>一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 様</p> <p>郵便番号 (-)</p> <p>請求者 住所</p> <p>電話番号 () -</p> <p>フリ カナ 氏 名</p> <p>(会員との続柄)</p>			

- 注 1
- ・正規職員の方については、会員期間を通じて結婚することなく、また、扶養家族を有しない者（結婚のため退職し、1月以内に結婚した者を除く。）にあつては特別、その他の者にあつては普通を○で囲んでください。
 - ・再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、その他任期付職員の方については、任期付を○で囲んでください。
- 2 結婚予定年月日の欄は、結婚のため退職し、1月以内に結婚する者が、結婚前に請求するときに記入してください。
- 3 会員が死亡したときは、遺族又は親族で葬儀を主宰した者に支給します。この場合には、備考欄に払渡金融機関及び口座番号を記入してください。
- 4 遺族等が死亡弔慰金を併せて請求する場合は、添付書類を省略することができます。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。